

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案

<p>（都市再生緊急整備地域） 第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>	名称	<p>東京都心 ・臨海地</p>
	地域	<p>東京都千代田区、中央区及び港区の区域のうち、首都高速一号線と千代田区と中央区との区界線との交差点を起点とし、順次同区界線、日本橋川の中心線、特別区道千第百一号、都道白山祝田町線、千代田区丸の内一丁目と同区皇居外苑との境界線、一般国道一号線、都道日比谷芝浦線、特別区道千第百四十六号、都道白山祝田町線、特別区道千第百四十七号、一般国道一号線、特別区道千第百四十八号、都道霞ヶ関渋谷線、都道外濠環状線、一般国道二百四十六号線、都道環状三号線、都道日比谷芝浦線、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線の南側端線に相当する線、同都市計画道路支線五の南側端線に相当する線、東海旅客鉄道東海道新幹線、特別区道第百九十六号線、特別区道第七百四十八号線、特別区道第千百十四号線、港区海岸二丁目と同区芝浦一丁目及び同</p>

現 行

<p>（都市再生緊急整備地域） 第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>	名称	<p>東京都心 ・臨海地</p>
	地域	<p>東京都千代田区、中央区及び港区の区域のうち、首都高速一号線と千代田区と中央区との区界線との交差点を起点とし、順次同区界線、日本橋川の中心線、特別区道千第百一号、都道白山祝田町線、千代田区丸の内一丁目と同区皇居外苑との境界線、一般国道一号線、都道日比谷芝浦線、特別区道千第百四十六号、都道白山祝田町線、都道外濠環状線、一般国道一号線、特別区道千第百四十八号、都道霞ヶ関渋谷線、都道外濠環状線、一般国道二百四十六号線、都道環状三号線、都道日比谷芝浦線、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線の南側端線に相当する線、同都市計画道路支線五の南側端線に相当する線、東海旅客鉄道東海道新幹線、特別区道第百九十六号線、特別区道第七百四十八号線、特別区道第千百十四号線、港区海岸二丁目と同区芝浦一丁目及び同区海岸一</p>

	<p>区海岸一丁目との境界線、海岸線、隅田川の北側端線、亀島川の西側端線、日本橋川の南側端線、都道東京市川線、特別区道中日第八号線、特別区道中日第六号線並びに首都高速一号線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域（東京都立浜離宮恩賜庭園の区域を除く。）</p> <p>東京都中央区の区域のうち、佃一丁目から三丁目まで、月島一丁目から四丁目まで、勝どき一丁目から六丁目まで、豊海町及び晴海一丁目から五丁目までの区域</p> <p>東京都港区の区域のうち、台場一丁目（十番及び十一番を除く。）及び二丁目の区域</p> <p>東京都江東区の区域のうち、豊洲一丁目から六丁目まで、東雲一丁目及び二丁目（首都高速湾岸線以北の区域に限る。）、有明一丁目（平成十四年十一月十四日以後に公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあつた埋立地を除く。）、二丁目及び三丁目（十四番及び十五番並びに平成二十二年六月七日に同法の規定による竣功認可のあつた埋立地を除く。）並びに青海一丁目及び二丁目の区域</p>
(略)	(略)
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一〇十 (略)</p>	

	<p>丁目との境界線、海岸線、隅田川の北側端線、亀島川の西側端線、日本橋川の南側端線、都道東京市川線、特別区道中日第八号線、特別区道中日第六号線並びに首都高速一号線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域（東京都立浜離宮恩賜庭園の区域を除く。）</p> <p>東京都中央区の区域のうち、佃一丁目から三丁目まで、月島一丁目から四丁目まで、勝どき一丁目から六丁目まで、豊海町及び晴海一丁目から五丁目までの区域</p> <p>東京都港区の区域のうち、台場一丁目（十番及び十一番を除く。）及び二丁目の区域</p> <p>東京都江東区の区域のうち、豊洲一丁目から六丁目まで、東雲一丁目及び二丁目（首都高速湾岸線以北の区域に限る。）、有明一丁目（平成十四年十一月十四日以後に公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあつた埋立地を除く。）、二丁目及び三丁目（十五番から十七番まで及び平成二十二年六月七日に同法の規定による竣功認可のあつた埋立地を除く。）並びに青海一丁目及び二丁目の区域</p>
(略)	(略)
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一〇十 (略)</p>	

十一 大宮駅周辺地域及び中部国際空港東・常滑りんくう地域

平成二十九年五月二十一日

十二〜十七 (略)

十八 東京都心・臨海地域 令和五年五月十五日

十一 大宮駅周辺地域、東京都心・臨海地域及び中部国際空港東

・常滑りんくう地域 平成二十九年五月二十一日

十二〜十七 (略)

(新設)